

一般社団法人大阪ボート協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は一般社団法人大阪ボート協会と称する。

(目的及び事業)

第2条 当法人は大阪府下におけるボート競技の普及発展により、府民の心身の健全な発達に寄与し、及び豊かな人間性を涵養することを目的とする。

2 本協会は日本ボート協会並びに関西ボート連盟に対しては大阪府を代表し、大阪体育協会及び大阪市体育協会に対しては大阪におけるボート競技団体を代表する。

3 当法人は第1項の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1.大阪地方各種選手権競漕並びに各種競漕会
- 2.ボート競技に関する調査研究ならびに指導
- 3.ボート競技の普及発展等に関する諸事業
- 4.その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は主たる事務所を大阪市に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告による。

2 当法人の公告は、前項による公告ができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載して行う。

(機関)

第5条 当法人は、社員総会及び理事のほか、理事会並びに監事を置く。

第2章 会員

(会員資格、社員資格)

第6条 当法人の会員は次の4種とする。

- 1.団体正会員：当法人の目的に賛同する大阪府下のボート競技団体で、理事会の承認を

得て入会した団体

2.個人正会員：当法人の目的に賛同する個人で、次のいずれかに該当し入会した者

(イ) 前号に定める団体正会員の代表者

(ロ) 法人の事業にたずさわる個人で、理事会の承認を得た者

3.賛助会員：当法人の目的に賛同し、当法人の事業を援助する個人または団体

4.名誉会員：当法人の目的に賛同する個人で、社員総会において選出された顧問または
参与

2 前項各号の会員のほか、社員総会の決議により名誉会長を1名置くことができる。

3 第1項第2号に定める個人正会員を、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「一般社団・財団法人法」という。）に規定する社員とする。

(入会)

第7条 団体正会員及び個人正会員、並びに賛助会員として入会しようとする者は、その旨を記入した入会申込書を理事会に提出するものとする。

2 理事会は前項による入会申込者が当法人の目的に賛同し、活動及び事業に協力できるものと認めるときは、正当な理由がない限り入会を拒否する事はできない。

3 理事会は第2項の承認を行わない場合は、速やかに理由を付した書面を以って入会申込者にその旨を伝えなければならない。

(経費の負担)

第8条 団体正会員、個人正会員及び賛助会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することが出来る。

(会員の資格の喪失に関する規定)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときはその資格を喪失する。

1.退会届を提出したとき。

2.本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

3.正当な理由なく2年以上会費を滞納し、催告を受けても応じず納入しないとき。

4.除名されたとき。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは社員総会の決議により、これを除名することができる。この場合その会員に対し決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

1.この定款に違反したとき。

- 2.別に定める倫理規定に違反したとき。
- 3.その他、除名すべき正当な事由があるとき。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 当法人は次の役員を置く。

- 1.理事 8名以上18名以内
- 2.監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。また、若干名の常務理事を選定することが出来る。
- 3 前項の理事長及び専務理事は、一般社団・財団法人法に定める代表理事とする。

(名誉会長、顧問、参与)

第13条 前条の外、社員総会の決議により次の者を置くことが出来る。

- 1.名誉会長 1名
- 2.顧問及び参与 各々若干名

(役員を選任)

第14条 役員は社員総会の決議により選任する。

- 2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は理事を兼ねることが出来ない。

(職務)

第15条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところ、並びに理事会の決議によりこの法人の業務を執行する。

- 2 理事長は当法人を代表し、その業務を統括する。
- 3 専務理事は理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代行する。
- 4 常務理事は専務理事を補佐し、専務理事に事故があるときはその職務を代行する。
- 5 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。
- 6 監事はいつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 7 役員は別に定める倫理規定に相応しい行動を規律するものとする。

(任期)

第16条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定

時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事または監事は、第12条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第17条 理事または監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第18条 役員は無報酬とする。

(事務局)

第19条 この法人に事務を処理するため事務局を設ける。

2 事務局長は理事会の決議を経て理事長が委嘱する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要事項は理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第4章 会議

(社員総会の構成)

第20条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

2 社員総会はこの法人の最高意思決定機関である。

3 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

4 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

5 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

1.社員の除名

2.監事の解任

3.定款の変更

4.解散

5.その他法令で定められた事項

6 顧問はオブザーバーとして総会に出席することが出来る。

7 社員は、代理人によってその議決権を行使することができる。その代理人は1名とし、当法人の社員であることを要する。但し、団体正会員の代表者の代理人として、当該団体正会員に所属する者を認める。

8 前項の場合において、当該社員又は代理人は代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。

(総会の召集及び開催)

第21条 社員総会は、定時社員総会として毎年1回毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 社員総会は、次の事項について決議する。

1.社員の除名

2.理事及び監事の選任又は解任

3.計算書類等の承認

4.定款の変更

5.解散

6.その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

3 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記した議事録を作成するものとする。

1.日時及び場所、社員総数及び出席者数

2.審議事項、議事の経過概要及び議決の結果

3.その他法令で必要となる事項

2 前項の議事録には議長及びその社員総会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印するものとする。

(議長)

第23条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、専務理事がこれにあたる。理事長、専務理事に事故があるときは、常務理事がこれにあたる。

(理事会)

第24条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

3 前項の規定にかかわらず、一般社団法人・財団法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

4 顧問は理事会の要請により理事会に出席し、意見を述べる事が出来る。

(召集及び職務)

第 25 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは専務理事が理事会を招集し、専務理事が当該招集をできない場合は常務理事が理事会を招集する。

3 理事会は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 1.この法人の業務執行の決定
- 2.理事の職務の執行の監督
- 3.理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

4 理事会は前項の職務に関して顧問に意見を諮問することができる。

(議事録)

第 26 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記した議事録を作成するものとする。

- 1.日時及び場所、理事総数及び出席者数
- 2.審議事項、議事の経過概要及び議決の結果
- 3.その他法令で必要となる事項

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(議長)

第 27 条 理事会の議長は理事長または専務理事もしくは理事長が指名した理事がこれにあたる。

第 5 章 事業及び資産

(事業年度)

第 28 条 当法人の事業及び会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、3 月 31 日に終わる。

(事業報告及び決算)

第 29 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号の書類については承認を受けなければならない。

- 1.事業報告
 - 2.事業報告の附属明細書
 - 3.貸借対照表
 - 4.損益計算書（正味財産増減計算書）
 - 5.貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - 6.財産目録
- 2 前項の規定により報告され、または承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（抛出金品の不返還）

第30条 既納の会費及びその他の抛出金品は返還しない。

（財産）

第31条 本協会の財産は次に掲げるものを以って構成する。

- 1.財産目録に記載の財産
- 2.会費及び寄付金品
- 3.事業及び資産から生ずる収入
- 4.公共団体からの交付金、その他

（剰余金の処分制限）

第32条 この法人は社員その他の者に対し、剰余金の分配をする事はできない。

2 社員に剰余金を分配する社員総会の決議は無効とする。

（残余財産の帰属）

第33条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（基金）

第34条 当法人は、会員または第三者に対し、基金の抛出を求めることができるものとする。

2 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会において決定する別の定めによるものとする。

3 基金の抛出者は、前項の定めによる日までその返還を請求することができない。

4 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般社団・財団法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

5 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第6章 雑則

第35条 この定款の施行に際し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

第36条 この定款に定めのない事項はすべて一般社団・財団法人法その他の法令による。

(附記) 平成28年6月30日 第20条、28条 改訂

令和2年6月27日 第12条、14条、15条、23条、25条 改訂